

小八木中継基地へ直接搬入する際の留意事項

彦根愛知犬上広域行政組合 小八木中継基地
東近江市小八木町19番地 TEL: 45-3666、FAX: 45-3667

彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町の区域内で発生した一般廃棄物（家庭ごみ）のうち、不燃廃棄物（埋立ごみ・燃えないごみ）は、小八木中継基地へ直接搬入することができます。その際は、搬入基準を順守のうえ次の事項に留意してください。

- ◆ 小八木中継基地の場内では、安全を確保するため、また廃棄物（ごみ）を適正に処理するために、**施設職員の指示に従ってください。**
- ◆ 搬入ごみの荷降ろしは、ご自身で行ってください。ごみを荷降ろしする場所（ストックヤード）は、ごみの種類に応じて、汚泥、ガレキ類、その他の不燃ごみの3か所に分かれています。搬入の際に、ごみをこれら3つの種類に区分けして運搬されますと、荷降ろしを比較的スムーズに行うことができます。

※ 搬入ごみ荷降ろし場所（ストックヤード）の区分

汚 泥	壁土・揚土など
ガレキ類	ガレキ（瓦、タイル、コンクリート片、ブロック片、煉瓦など）、陶器（茶碗、皿、植木鉢など）、ガラス（ガラス製品、鏡）、資源にならないびん（薬品・化粧品などのびんで中身が空のもの）、刃物・はさみ・針類など
その他の不燃ごみ	硬質プラスチック類（洗面器、歯ブラシ、プラスチック製食器など）、塩化ビニール製品（ビニールホースなど）、資源にならない缶・金属、複合品その他（アルミ箔、ビデオテープ、CD、おもちゃ、ハンガー、傘など）

- ◆ 施設職員から本人確認書類、車検証等の提示や搬入ごみ等に関する説明を求められた場合は、これらに応じてください。

◆ 不適正なごみの搬入はできません。

次のいずれかに該当するときは、小八木中継基地への搬入をお断りし、ごみを持ち帰っていただきますので、あらかじめご了承ください。

- ◇ 区域外で発生したごみは搬入できません。
- ◇ 許可業者以外の方による代理搬入はできません。
- ◇ 事業活動に伴って発生したごみ、店舗や事業所等の住宅以外の施設から発生したごみ（建築廃材を含む）、建設業者等が改修・解体して発生した建築廃材などの産業廃棄物は搬入できません。
- ◇ 過積載での搬入はできません。
過積載は、搬入経路での交通事故を招くおそれがある大変危険な交通違反です。運搬される方の身を守るため、地域の安全を確保するために、搬入車両に応じた最大積載量（軽トラックは350kg）を必ず守ってください。
- ◇ 搬入許可申請の内容に相違や虚偽がある場合、搬入の条件を満たさない場合は、搬入できません。

- ◆ 不適正なごみの搬入を防止するために施設職員がごみの発生場所を確認することがあります。その際は、立会に応じてください。